

新潟県立病院未収金回収業務に係る公募型プロポーザル提案者の募集について（公告）

新潟県立病院未収金回収業務委託の受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するものとし、次のとおり希望する者の参加を募集する。

令和6年2月9日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立病院未収金回収業務

(2) 対象病院

対象病院は、下記に掲げる新潟県立病院（令和5年4月1日現在）である。

病 院 名	稼働／許可病床数	所 在 地
新潟県立松代病院	40／40	十日町市松代3592-2
新潟県立柿崎病院	55／55	上越市柿崎区柿崎6412-1
新潟県立津川病院	42／67	東蒲原郡阿賀町津川200
新潟県立妙高病院	56／56	妙高市大字田口147-1
新潟県立リウマチセンター	100／100	新発田市本町1-2-8
新潟県立坂町病院	110／148	村上市下鍛冶屋589
旧新潟県立六日町病院		新潟県立十日町病院にて債権管理
新潟県立加茂病院	118／168	加茂市青海町1-9-1
新潟県立十日町病院	250／275	十日町市高田町3丁目南32-9
旧新潟県立小出病院		新潟県立十日町病院にて債権管理
新潟県立中央病院	505／530	上越市新南町205
新潟県立吉田病院	110／199	燕市吉田大保町32-14
新潟県立がんセンター新潟病院	404／404	新潟市中央区川岸町2-15-3
新潟県立新発田病院	448／478	新発田市本町1-2-8
新潟県立精神医療センター	194／400	長岡市寿2-4-1

※ 新潟県立加茂病院及び新潟県立吉田病院については令和5年度までの診療に対して発生した未収金を回収対象とする。

(3) 委託期間

業務委託期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、契約期間満了後は、随意契約により1年間ごとの更新（最長で令和9年3月31日まで）を可能とするが、契約を更新しない場合は、契約期間満了の3ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

また、次年度の予算措置ができない場合は、上記手続きを経ることなく契約更新は行わないこととする。

(4) 委託業務の内容

委託する業務は、上記(2)の病院における診療費（患者負担分）等に係る未収金債権の管理及び回収業務である。詳細は新潟県立病院未収金回収業務委託プロポーザル実施要領及び業務委託仕様書に定める。

2 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人
- (3) 令和2年度以降に、医療機関（一般病床200床以上）での未収金回収業務受託実績を有すること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税、その他納付すべき税金を滞納していないこと。

3 手続等

(1) 問い合わせ窓口

新潟県病院局経営企画課財務係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話番号 025-280-5555

FAX番号 025-285-3843

電子メール ngt400030@pref.niigata.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

ア 交付期間

令和6年2月9日（金）から令和6年2月20日（火）

イ 交付場所

上記(1)または新潟県ホームページ

(3) 参加表明書、質問書、提案者（会社）概要及び暴力団等の排除に関する誓約書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和6年2月20日（火）17時15分まで

イ 提出場所

新潟県病院局経営企画課財務係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話番号 025-280-5555

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 質問書の回答方法

ア 回答予定日

令和6年2月27日（火）

イ 回答方法

質問に対する回答は、FAX又は電子メールにより行う。

(5) 企画提案提出書、企画提案書、資格証明書、決算状況書類及び見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和6年3月11日（月）17時15分まで

イ 提出場所

新潟県病院局経営企画課財務係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

4 審査、失格及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立病院未収金回収業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、提出された提案書及びプレゼンテーション等について審査・評価を行い、最優秀提案者及び次点者を委員会において選定する。

なお、審査の過程で、企画提案書等の内容につき県から質問することがある。

(2) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とする。

① 参加表明書提出後、参加資格要件を満たさないことが判明した者

② 提出書類に虚偽を記載して提出した者

③ 提案書の提出期限に遅れた者

④ プレゼンテーションの実施時間に遅れた者

⑤ 本プロポーザルを公告した日から委員会において審査が終了するまでの間に、委員会の委員長及び委

員並びに事務局職員に対して、直接的又は間接的に本選定に関して援助を求めた者又は不正な接触を行った者

⑥ 本プロポーザルを公告した日から委員会において審査が終了するまでの間に、法人、その代表者及び従業員が社会的信用を損なう行為を行い、提案者として相応しくないと委員会が認めた者

イ 次のいずれかに該当する者は失格とすることがある。

① 実施要領に適合しない書類を提出した者

② 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案しなかった者

(3) 結果の通知

委員会の審査結果は、各提案者に文書をもって通知する。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加に必要な経費は、参加者負担とする。

(3) 提出された書類等は返却しない。

(4) 提出された書類等の差し替え、変更及び追加については認めない。

(5) 参加表明書・企画提案書の他に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。

(6) 提出された書類等（上記(5)の書類を含む。）は、選定評価を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(7) 選定後、最優秀提案者及び次点者以外の参加者名等は公表しないこととする。

(8) 契約の締結等その他詳細については、実施要領に定める。